

「著作権法施行令の一部を改正する政令案への意見」

平成 21 年 2 月 13 日

社団法人 電子情報技術産業協会

当協会は、今回の著作権法施行令の一部を改正する政令案（Blu-ray Disc [ブルーレイディスク] 規格による録画機器及び記録媒体 [以下において BD という] を新たに私的録音録画補償金制度の対象とする）については、2008 年 6 月に経済産業省及び貴省間でなされた合意（以下に引用し、“本合意” という）に基づく政令の公布であると理解すべきであるので、以下に“本合意”を参照しつつ意見を述べる。

なお“本合意”は、憶測による意見表明を避けるために 2009 年 1 月 27 日付で経済産業省及び貴省に対し情報公開請求を行った結果、経済産業省から 2009 年 2 月 2 日付で、貴省から 2 月 6 日付で開示された文書である。

ダビング 1 0 の早期実施に向けた環境整備について

平成 20 年 6 月
文 部 科 学 省
経 済 産 業 省

1. 経済産業省及び文部科学省（以下、「両省」という。）は、私的録音録画補償金制度に係る無料デジタル放送の録画の取扱等について、著作権保護技術と補償の必要性等に係る関係者間の意見の隔たりが大きく、関係者が包括的な合意に至ることが短期間で実現できる状況ではないと認識している。
2. 文部科学省は、著作権法 30 条 2 項が著作権保護技術の有無が支払い義務の発生要件になるかどうかについて明示的に規定していないと認識している。
3. 経済産業省は、メーカーが、コンテンツの利用を技術的にコントロールすることが可能な場合には補償金制度の対象とすべきではないとの立場を一貫して主張してきており、地上デジタル放送の録画に係る機器・媒体については補償金の対象とすべきではないと考えていることを、認識している。
4. こうした認識の下、現在のブルーレイディスクレコーダーがアナログチューナーを搭載しておりアナログ放送のデジタル録画が可能であることも踏まえ、暫定的な措置として、ブルーレイディスクに係る専用機器及び専用記録媒体を政令に追加する。
なお、両省は、この政令の施行後 3 年を目途として、この政令の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて適切な対応を行う。
5. 無料デジタル放送の録画の取扱等私的録音録画補償金制度のあり方については、早期に合意が形成されるよう引き続き努力する。

※ 上記は、経済産業省から受領した合意文書の内容

1) 未解決の無料デジタル放送の録画に対しては、課金されないことを明確にするように修正すべきである。

“本合意” 4. は、

- ・「アナログチューナーを搭載していること」及び
- ・「アナログ放送のデジタル録画が可能であること」

を踏まえるとしていることから、“本合意”に基づく今般の施行令の一部改正は、アナログ放送のBDへの録画を私的録音録画補償金の対象に追加するためになされるものと解釈するのが妥当であり、いまだ解決されていないデジタル放送の録画についてまで対象として追加すべきでないのは明らかである。

もし“本合意”が、デジタル放送の録画まで対象に含めるとの趣旨であれば、『「アナログチューナーを搭載して」いること及び「アナログ放送のデジタル録画が可能であること」を踏まえる』ことに言及することは一切不要となるはずであるし、“本合意” 1. でデジタル放送の取扱が早期に解決できない旨の認識を前提とする必要もないはずである。また、“本合意” 5. に述べられている両省が「合意が形成されるよう引き続き努力」されていることとも一致しない。

さらに、“本合意”に関する2008年6月17日の文部科学大臣の会見においても、以下のようなやり取りがなされている。

記者) デジタル放送を録画することについては、今後も補償金の対象とするのかどうか、メーカー側と権利者団体の間でかなり意見が分かれていましたが、2011年以降も補償金制度が続くのかどうか、その点はどのように考えていらっしゃいますか。

大臣) これも、これからの話し合いで決定されると考えて頂いたら良いと思います。そのことが今、はっきり決まれば、こういう形の合意にはならなかったと思います。

※ 参考までに貴省ホームページの「[平成20年6月17日大臣会見概要](#)」を本意見書に再掲する。

しかしながら、本改正案には、アナログ放送の録画を対象とする旨が反映されておらず、デジタル放送の録画まで対象であるように読める。

したがって、本改正案は、その拠って立つ“本合意”の内容を正確に反映するよう修正されるべきであり、デジタル放送の録画については対象とならない旨の明記が必要である。

なお、“本合意” 5. で述べられているように、「無料デジタル放送の録画」を補償金の対象とするかどうかについては、文化審議会著作権分科会では審議の途上であり結論が出ていないことから、「無料デジタル放送の録画」のための機器に対しては補償金を課すべきではない。仮に本政令案のように、対象となる機器の範囲を明確に限定しないまま施行された場合、政令上は、「無料デジタル放送の録画」のための機器に対する補償金支払義務の有無に疑義が生じ得る。その場合、デジタル放送しか録画できない機器について補償金の徴収に協力した製造業者は、消費者の財産権侵害に加担したとの追及をされるおそれがあり、また仮に補償金を徴収したあとに、対象外であることが明確になった場合には、徴収した補償金の消費者への返還には煩雑な手続きを必要とすることになり、返還は事実上

不可能である(なお、仮に著作権法上の返還請求制度利用を消費者が試みたとしても、2005年6月頃の返還請求の例のように、8円の返還請求について80円切手を貼った文書で請求、トータルでは請求者の赤字となるなど、実効性の点で問題になる。)。反対に、補償金の徴収に協力しなかった場合には、そのことを以って、指定管理団体から協力義務違反の責を問われるおそれがある。すなわち本改正案では、徴収に協力してもしなくても、いずれの場合にも法的リスクが生じ得、製造業者は協力義務の範囲を超える過大な負担を強いられることになり、当協会としては支持できない。

また、このことは、今回追加されるBD録画機器だけではなく、DVD録画機器についても当てはまることである。「アナログチューナーを搭載して」おらず、「アナログ放送のデジタル録画」ができない機器である場合には、補償金支払義務の対象ではない点も明確にされるべきである。

2) 失効規定などを追加し、本政令が「暫定的な措置」であり「恒久的措置ではない」ことを明確にすべきである。

“本合意”4. は、あくまでも「暫定的な措置」としてBD録画機器を「追加する」としている。

ここで、「暫定的」とされていることは、“本合意”1. で示されている、デジタル放送の録画についての取扱につき「包括的な合意に至ることが短期間で実現できる状況にない」とする両省の認識や、その認識の前提にあると考えられる、2005年以降4年間に渡り文化審議会著作権分科会傘下の小委員会で行われた、補償金制度についての廃止も含めた抜本的な見直しの検討が決着していないこと、及び“本合意”5. でこの問題が早期に解決すべきものであるとの趣旨の記載がなされていることから、明らかである。

また、両省合意時の2008年6月17日の当時の文部科学大臣の会見における以下のようなやり取りからも、暫定的な措置であることを、文部科学省が認識されていることは明確である。

記者) 今回、BDに限定した、暫定的な措置ということで合意した理由を、ございましたらもう少し詳しくお願いいたします。

大臣) これは要するに、補償金制度の見直しについて関係者間の意見が完全に二つに分かれていたと承知をしていますが、その調整は現時点において、なかなかつかないと考えて頂くと良いと思います。従来、例えばDVDについてもこのような形は取られていたわけで、これについても色々意見がありました。今回、次世代のBDについての対応というものがまだ行われていなかったというところから、今回のような暫定的な措置が、一応調整の土俵に乗せられていると考えて頂いたら良いと思います。

しかるに、本改正案では、暫定性に関する一切の記載は見当たらない。このことは本改正案の内容が、貴省がこれまで表明されてきた考えと一致していないのではないか。

さらに、本改正案がこのまま施行された後に、仮に“本合意”5.による努力をもってしても、デジタル放送の録画についての取扱が解決できない場合には、「暫定」としておきながら、アナログ放送停波後も、補償金の対象であることが継続され、恒久的な措置となる可能性がある懸念される。本改正案の根拠となっている“本合意”では、「アナログチューナーを搭載しておりアナログ放送のデジタル録画が可能」であることを踏まえていること、及び「施行後3年」としてアナログ停波時を想定して検討を合意していることから、デジタル放送の録画についての取扱につき解決されない場合でも、遅くとも2011年7月24日までのアナログ放送が停波する時期までの暫定的な措置として位置づけられるのが妥当である。しかしながら、本改正案においては、適用の期限や見直しに関する何らの記載もない。

以上のことから、本改正後の施行令の暫定性を担保するために、失効規定を置くなどの法的な手当てが必要である。

3) 本政令で課金の対象としようとしているBDを特定するには、レーザー波長とレンズ開口数の記載が必要不可欠である。

貴庁より、2008年8月25日に「Blu-ray Discの技術仕様に関してご教示願いたい事項」との文書及び同年11月5日に「Blu-ray Disc類似の録画機器の規格の開発状況等について（ご質問）」との文書にて、BDの技術仕様に関して照会いただき、当協会は上記文書に回答させていただいた。また、12月15日には、貴庁担当官を招いての会議にて回答内容を説明させていただくなど誠実に対応した。

この間、当協会は一貫して次のような見解を貴庁に述べてきたところである。

BD規格は、1層で約25GBの大容量を有することを特徴としているが、当該記録容量は、(a) 波長405ナノメートルのレーザー光を、(b) 開口数0.85のレンズで絞込み、光スポットを微小化すると共に、(c) 光ディスクのレーザー光が照射される面から記録層までの距離を0.1ミリメートルとすることで、書きこみや読みだしエラーを少なくする、以上3つの要素の組み合わせで実現されている。

理論上、レーザー波長は短くすればするほど、レンズの開口数は大きくすればするほど、単位面積当たりの記憶容量を大きくすることが可能である。BDは、現在の技術レベルなどを考慮して、波長405ナノメートル、レンズ開口数0.85にて規格化されているが、今後の技術の発展により、より短い波長での新規格またはより大きな開口数での新規格並びにより短い波長かつより大きな開口数での新規格が登場する可能性は十分に考えられる。

このように新規格が想定し得る状況であり、かつ、この度の施行令の一部改正の政令では、そのような新規格をも対象に追加することは意図されていないのであるから、BDを特定する要素として、光ディスクの保護層の厚さ0.1ミリメートルに加え、レーザー波長405ナノメートル及びレンズ開口数0.85の要素を追加して規定することは必須要件である。

しかしながら、何らの合理的な説明がなく、上記レーザー波長とレンズ開口数についての記載が欠落している。

本政令案が、このまま **BD** の技術的な特定が不十分なままに施行された場合には、今後新たに登場する録画技術にかかる規格が、何ら議論なく補償金の対象に自動的に該当するとされてしまうことになりかねない。現時点でそのような事態が想定できることに鑑み、対象を技術的に特定するための上記記載は必須である。

したがって、**BD** を特定する要素として、本政令案の内容に加え、レーザー波長及びレンズ開口数の 2 要素を追加すべきである。

以 上